

- 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第2 事業の内容            本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 省エネルギー化推進型            (1) (略)            (2) 事業実施期間は、<u>令和6年度</u>までとする。</p>	<p>第2 事業の内容            本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 省エネルギー化推進型            (1) (略)            (2) 事業実施期間は、<u>令和5年度</u>までとする。</p>

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。